

年金生活者支援 給付金制度をご存じですか？

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。詳しくは特設



- サイトをご覧ください。
- ▶対象
- 老齢基礎年金を受給している方
 - ※下記のすべてを満たす必要があります。
 - ・65歳以上である
 - ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
 - ・年金収入額とそのほかの所得額の合計が約88万円以下である
 - 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
 - ・前年の所得額が約472万円以下である
- ▶請求手続き

○新たに年金生活者支援給付金を受け取れる方：対象者には、日本年金機構が9月初旬ごろから請求可能な旨のお知らせを送付しています。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和7年1月6日(月)までに請求手続きが完了すると、令和6年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

○年金を受給し始める方：年金の請求手続きと併せて、年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

※日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客さまの家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

☎ 給付金専用ダイヤル ☎ 0570 - 05 - 4092
土浦年金事務所 ☎ 029 - 825 - 1170

介護支援専門員の 研修費用を助成します

市内の居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員を確保し、安定的な介護サービスの提供を図るため、介護支援専門員が受講する研修にかかる費用の一部を助成します。

▶対象研修：介護支援専門員（実務未経験者）更新研修、介護支援専門員再研修

▶対象条件

○研修を修了した日の翌日から起算して6カ月以内に、市内の指定居宅介護支援事業所に直接雇用され、かつ3カ月以上継続して当該指定居宅介護支援事業所に就労していること

○研修にかかる費用について、ほかの助成を受けていないこと

▶助成金額：3万3,000円

▶申請期限：研修修了後1年以内

▶申請方法：申請書（介護支援専門員研修費助成金交付申請書兼請求書）に研修を受講したことを証明する書類を添えて、介護福祉課まで提出してください。申請書の様式は、市ホームページでダウンロードできるほか、介護福祉課でも配布しています。

☎ 伊奈庁舎介護福祉課（内線4307）

令和7年度児童クラブ 入級申し込みを受け付けます

希望する児童クラブを1カ所選んで申請してください。

▶対象：児童クラブ保護者負担金に未納がない方で、保護者が就労などにより監護を受けられない、市立小学校に就学している（就学予定）児童 ※入級審査は申し込み順ではなく、申請書類の内容（家庭状況など）を考慮し、必要性の高い順に決定します。

■民設児童クラブ：2カ所ともみらい平地区に開設しており、陽光台小学校または富士見ヶ丘小学校に就学している（就学予定）児童が対象です。

▶申込方法：各民設児童クラブのホーム

ページをご覧ください。



学童保育 芽育の杜



みらい平児童クラブ

▶申込期間：10月15日(火)～28日(月)

■公設児童クラブ：市内の小中学校内または敷地内に開設しています。

▶申込方法：「いばらき電子申請・届出サービス」からお申し込みください。



▶申込期間：11月11日(月) 午前9時～22日(金) 午後5時

※電子申請が困難な場合は、生涯学習課へご相談ください。

※年度ごとの申し込みが必要となります。現在児童クラブを利用している方や、夏休みなど期間限定で利用する方もお申し込みください。

※「令和7年度入級案内」は市ホームページに掲載しています。

☎ 教育委員会庁舎生涯学習課（内線7305）



相談

職場のトラブルで お困りの方の「労働相談会」

解雇やパワハラなど、労働関係のトラブルについて、県労働委員会の委員が相談に応じます。秘密は厳守します。相談日の前日までにご予約ください。

※電話相談も行います。

▶日時

○10月9日(水) 午後2時～5時

○10月17日(木) 午後5時～7時

○10月25日(金) 午後2時～5時

▶場所：茨城県庁舎23階 県労働委員会事務局（水戸市笠原町978-6）

▶費用：無料

☎ 県労働委員会事務局 ☎ 029 - 301 - 5563（受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日を除く）

お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント